

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

教育委員会規則

- 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則(三・教育庁総務課)
- 秋田県教育委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則(四・教育庁総務課)
- 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(五・教育庁総務課)
- 秋田県立特殊教育学校管理規則の一部を改正する規則(六・幼児・養護教育課)
- 公立小中学校教員に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項の規定に基づく手続に関する規則(七・義務教育課)
- 秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則(八・高校教育課)
- 教育委員会訓令
- 秋田県教育委員会行政組織規則施行規程の一部を改正する訓令(一・教育庁総務課)
- 秋田県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令(二・教育庁総務課)
- 秋田県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令(三・教育庁総務課)
- 秋田県教育委員会公印取扱規程の一部を改正する訓令(四・教育庁総務課)

教育委員会規則

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年三月二十八日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

秋田県教育委員会規則第三号

秋田県教育委員会行政組織規則

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表第七号及び第八号を次のように改める。

七	技能主任	総務課 保健体育課	相当の経験を必要とする技能業務に従事する。
八	技能技師	教育事務所	技能業務に従事する。

第十五条第一項の表第九号を削り、同条第二項中「第十号」を「第八号」に改め、同条第三項の表中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同表第十二号中「幼児・養護教育課」を「総務課」に改め、同表を同表第十三号とし、同表第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同表第九号中「幼児・養護教育課」を「総務課」に改め、同表第十号とし、同表中第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四	企画監	総務課	県教育行政に関する主要な施策の企画及び立案並びに各課室の施策の調整に関する事務をつかさどる。
---	-----	-----	--

第十五条第三項の表に次の一号を加える。

十八	指導主事補	幼児・養護教育課 義務教育課 高校教育課 保健体育課 教育事務所	指導主事の事務を補助する。
----	-------	--	---------------

第十八条第二項中「及び部」を「部及び室」に改め、同項に次の一号を加える。

六 インターネット授業推進室
第十八条第三項中「及び部」を「部及び室」に改める。

第三十条第一項の表中

技術を分掌する。	る。	る。	要とする技能業務に従	する。
----------	----	----	------------	-----

を

九	八	七	六	五	四	三
技師(庁務)	技師(運転)	主任技師 (ボイラ)	主任技師 (運転)	技師	主事	主任
博物館	総合教育センター 少年自然の家 博物館	博物館	図書館 近代美術館	少年自然の家	教育機関	
技能業務に従事		相当の経験を必 事する。		技術をつかさど	事務をつかさど	担当の事務又は

八	七	六	五	四	三
技能技師	技能主任	技師	主事	主任	室長
博物館 近代美術館	総合教育センター 図書館 少年自然の家	少年自然の家	教育機関		総合教育センター
技能業務に	相当の経験 従事する。	技術をつか	事務をつか	担当の事務	室の事務を 揮監督す

従事する。	を必要とする技能業務に	さどる。	さどる。	又は技術を分掌する。	管理し、所属の職員を指
-------	-------------	------	------	------------	-------------

に改め、同条第二項中「第十一号」を「第八号」に改

め、同条第三項の表に次の一号を加える。

十五	指導主事補	総合教育センター	指導主事の事務を補助する。
----	-------	----------	---------------

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

秋田県教育委員会規則第四号

秋田県教育委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政文書管理規則(平成十三年秋田県教育委員会規則第九号)の
一部を次のように改正する。

第九条第二項中「保存しなければならぬ」を「保存するとともに、保存期間が経過したとき(保存期間が永年の行政文書にあっては、保存期間が十年を経過したと

秋田県教育委員会委員長 太 田 宥 子

き)は、当該行政文書(保存期間が二年のものを除く。以下「保存文書」という。)を、毎年度九月三十日までに総務課長に引き継がなければならない」に改め、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 総務課長は、前項の規定により保存文書の引継ぎを受けたときは、当該年度の十月三十一日までに公文書館長に引き渡さなければならない。

4 前二項の規定にかかわらず、公文書館長があらかじめ引渡しを受ける必要がないものとして指定した行政文書については、課所長が保存するものとする。

第十条第一項中「課所長は、」の下に「保存期間が二年の行政文書及び一年の」を加え、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 公文書館長は、引渡しを受けた保存文書のうち、歴史的又は文化的資料その他これらに類する資料として保存すべき行政文書以外の行政文書を、別に定めるところにより、遅滞なく廃棄するものとする。

3 課所長は、前条第四項の行政文書の保存期間が経過したときは、速やかにこれを廃棄するものとする。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

秋田県教育委員会規則第五号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則(昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第十三(一級地(昭和四十七年五月一日指定)の項中

保呂羽小学校
湯ノ岱小学校
田代小学校

平鹿郡大森町
雄勝郡雄勝町
羽後町

保呂羽小学校	平鹿郡大森町
田代小学校	雄勝郡羽後町

め、同表二級地(平成十四年一月一日指定)の項中

小安小学校	雄勝
杉沢中学校	南秋

郡皆瀬村
田郡五城目町

小安小学校
雄勝郡皆瀬村

に改め、同表

三級地(平成八年一月一日指定)の項中

中滝小学校	鹿角市
坊ヶ沢小学校新田分校	湯沢市

中滝小学校	鹿角市
-------	-----

に改める。

別表第十三の五平成十四年一月一日指定の項中

八田小学校	秋田市
富津内小学校	南秋田
南外西小学校	仙北郡

郡五城目町	
南外村	

を

八田小学校	秋田市
南外西小学校	仙北郡南外村

に改める。

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県立特殊教育学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

秋田県教育委員会規則第六号

秋田県立特殊教育学校管理規則の一部を改正する規則

秋田県立特殊教育学校管理規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「主任等」の下に「又は学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）第五条第一項の司書教諭」を加え、同条第二項中「舎監」の下に「及び司書教諭」を加える。

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

公立小中学校教員に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の第二項の規定に基づく手続に関する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

秋田県教育委員会規則第七号

（趣旨）

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第四十七条の第二項の規定に基づき、事実の確認の方法その他公立小中学校教員が同条第一項各号に該当するかどうかを判断するための手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において「公立小中学校教員」とは、市町村立学校職員給与負担法

（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する職員のうち、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

一 秋田県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の任命に係る市町村及び市町村の組合の職員であること。

二 教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭（地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者（以下この号において「再任用職員」という。）を除く。）並びに講師（再任用職員及び非常勤の講師を除く。）であること。

2 この規則において「市町村等教育委員会」とは、市町村及び市町村の組合の教育委員会をいう。

（市町村等教育委員会の申請等）

第三条 市町村等教育委員会は、当該市町村等教育委員会に所属する公立小中学校教員に対し研修等必要な取組を行っても当該公立小中学校教員がなお児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができない状況であると認められる場合は、当該公立小中学校教員が法第四十七条の第二項各号に該当するかどうかの判定を県教育委員会に申請するものとする。

2 市町村等教育委員会は、前項の規定による申請を行おうとする場合は、当該公立小中学校教員の児童又は生徒に対する指導状況及び学校における当該公立小中学校教員に係る研修等の状況を校長から報告させるとともに、当該公立小中学校教員から意見の聴取を行うものとする。

3 市町村等教育委員会は、第一項の規定による申請には、前項の規定による校長からの報告書及び意見聴取の結果を付するものとする。

4 県教育委員会は、第一項の規定による申請があつた場合には、事実関係について必要な調査を行うものとし、必要に応じて当該公立小中学校教員から意見の聴取を行うことができる。

（判定の方法）

第四条 県教育委員会は、前条第一項の規定による申請に係る公立小中学校教員が法第四十七条の第二項各号に該当するかどうかを判定させるため、判定委員会を置く。

2 判定委員会は、前項の判定に当たっては、当該公立小中学校教員から意見の聴取を行うものとする。

3 判定委員会は、必要があると認めるときは、市町村等教育委員会に対し、当該公立小中学校教員の児童又は生徒に対する指導状況及び当該公立小中学校教員に係る研修等の状況について報告を求めることができる。

（委任）

第五条 この規則に定めるもののほか、公立小中学校教員が法第四十七条の二第一項各号に該当するかどうかを判断するための手続に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

秋田県教育委員会規則第八号

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校管理規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「主任等」の下に「又は学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）第五条第一項の司書教諭」を加え、同条第二項中「舎監」の下に「及び司書教諭」を加える。

第二十条第三項の表第八号中「主任技師」を「技能主任」に改め、同表第九号中「技師」を「技能技師」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

教育委員会訓令

秋田県教育委員会訓令第一号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
各 教 育 機 関
秋田県教育委員会行政組織規則施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月二十八日

秋田県教育委員会教育長 小野寺 清

秋田県教育委員会行政組織規則施行規程の一部を改正する訓令

秋田県教育委員会行政組織規則施行規程（昭和六十一年秋田県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び部」を「、部及び室」に改め、同条に次のように加える。

インターネット授業推進室

- 一 インターネット等を活用した授業の推進計画の策定及び実施に關すること。
- 二 インターネット等を活用した学校間交流に關する専門的・技術的事項の調査研究、資料の収集、作成及び提供並びに研修に關すること。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会訓令第一号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
各 教 育 機 関

秋田県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月二十八日

秋田県教育委員会教育長 小野寺 清

秋田県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田県教育庁等事務決裁規程（昭和五十八年秋田県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表教育機関の項第一号中「又は部長」を「、部長又は室長」に改め、同項第四号中「総合教育センター及び」を削り、同項第五号中「部長」の下に「及び室長」を加える。

別表第一号の表に次の一号を加える。

二十一 秋田県公報への登載依頼

課 長

別表第一号の表の備考中「第三号」を「第二十二号」に改め、別表第一第二号の表中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

別表第三第一号中「又は部」を「、部又は室」に改め、同号の表の備考中「又は部長」を「、部長又は室長」に改め、別表第三第二号中「又は部」を「、部又は室」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会訓令第三号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
各 教 育 機 関

秋田県公文書館長

秋田県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月二十八日

秋田県教育委員会教育長 小野寺 清

秋田県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令

秋田県教育委員会行政文書管理規程(平成十一年秋田県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「総務課長及び所長」を「課所長」に改め、「郵便物」の下に「その他送達に要した費用の全部又は一部を支払わなければ受領することができないもの」を加える。

第三十五条第一項中「小包郵便」の下に「その他これらに類する送達方法であつて教育長が別に定めるもの」を加える。

第三十六条の二第三項中「課所」の下に「及び秋田県教育委員会行政組織規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号)第三条第二項及び第三項に規定する室」を加える。

第四十二条に次の一項を加える。

2 課所長は、前項に定める期間を経過してもなお課所に備えておく必要があると認められる簿冊については、引き続き当該課所で保管することができる。

第四十四条中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

第四十七条の二を第四十七条の四とし、第四十七条の次に次の二条を加える。

(保存簿冊の引継ぎ)

第四十七条の二 課所長は、保存期間が経過した簿冊(永年保存の簿冊で保存期間が十年を経過したものを含み、保存期間が二年のもの及び一年のもの並びに規則第九条第四項の規定に基づき指定されたものを除く。)に保存簿冊引継書(様式第十五号)を添えて、毎年度九月三十日までに総務課長に引き継がなければならない。

2 課所長は、第四十二条第二項の規定により引き続き保管していた簿冊が、課所に備えておく必要がなくなったと認める場合であつて保存期間を経過したときは、速やかに当該簿冊に保存簿冊引継書(様式第十五号)を添えて総務課長に引き継がなければならない。

(保存簿冊の引渡)

第四十七条の三 総務課長は、前条の規定により引継ぎを受けた簿冊に保存簿冊引渡書(様式第十六号)を添えて、毎年度十月三十一日までに公文書館長に引き渡さなければならない。

2 前項に規定するもののほか、文書の引渡しに関し必要な事項は、総務課長が公文書館長と協議して、別に定めることができる。

第四十八条の見出しを「(簿冊等の廃棄)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 公文書館長は、引渡しを受けた簿冊(永年保存のものを除く。)を廃棄しようとするときは、主務課所長に保存簿冊廃棄通知書(様式第十七号)により通知するものとする。

3 公文書館長は、引渡しを受けた永年保存の簿冊(保存期間が十一年を経過したものに限り、)のうち、保存の必要がないと認めるものについて、主務課所長と協議して、これを廃棄することができる。

別表第一中「第1項及び」を「第1項、第2項及び」に、

第1項

を

第2項(第3項)

に改める。

第1項

様式第十四号の次に次の三様式を加える。

様式第15号 保存簿冊引継書（第47条の2 関係）

（ A 4 判）

文書記号及び文書番号
年 月 日

総務課長 様

課（所）長

保存簿冊の引継ぎについて（報告）

次の保存簿冊を引き継ぎします。

番号	完結年度	簿 冊 題 名	簿冊分類 (・)	保 存 期 間	担 当 者	備 考
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			

備考 保存簿冊 1 冊ごとに各欄に記載すること。

様式第16号 保存簿冊引渡書 (第47条の 3 関係)

(A 4 判)

文書記号及び文書番号
年 月 日

公文書館長 様

総務課長

保存簿冊の引渡しについて (報告)

次のとおり保存簿冊を引き渡します。

番号	文書作成課所名	完結年度	簿 冊 題 名	簿 冊 分 類	保存期間	備 考
				. . .		
				. . .		
				. . .		
				. . .		
				. . .		
				. . .		
				. . .		
				. . .		
				. . .		
				. . .		
				. . .		
				. . .		
				. . .		
				. . .		
				. . .		

様式第17号 保存簿冊廃棄通知書 (第48条関係)

(A 4 判)

文書記号及び文書番号
年 月 日

課 (所) 長 様

公文書館長

保存簿冊の廃棄について (通知)

次のとおり保存簿冊を廃棄するので、通知します。

番 号	完 結 年 度	簿 冊 題 名	簿 冊 分 類	備 考
			・ ・ ・	
			・ ・ ・	
			・ ・ ・	
			・ ・ ・	
			・ ・ ・	
			・ ・ ・	
			・ ・ ・	
			・ ・ ・	
			・ ・ ・	
			・ ・ ・	
			・ ・ ・	
			・ ・ ・	
			・ ・ ・	
			・ ・ ・	
			・ ・ ・	

秋田県教育委員会訓令第4号

附 則
この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十五年三月二十八日

秋田県教育委員会教育長 小野寺 清
秋田県教育委員会公印取扱規程の一部を改正する訓令

秋田県教育委員会公印取扱規程（昭和六十二年秋田県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中、「秋田県教育委員会文書管理規程（平成十一年秋田県教育委員会訓令第1号）第六條第三項」を「秋田県教育委員会行政文書管理規則（平成十二年秋田県教育委員会規則第九号）第四條第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、公印保管責任者が室長である場合における公印取扱主任者は、当該室に所属する職員のうち秋田県教育委員会文書管理規程（平成十一年秋田県教育委員会訓令第1号）第六條第三項に規定する文書副主任である者をもつて充てる。
別表第二号の表課長印の項を次のように改める。

課長及び室長印
秋 田 県 教 育 課 庁 (室) 長 印
二十三ミリメートル平方
課 長 室 長

附 則
この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
各 教 育 機 関

発 行 者 秋 田 県
購 読 料 金 一 月 三 千 五 百 円
秋 田 市 山 王 四 丁 目 一 番 一 号

印 刷 所

秋 田 市 山 王 七 丁 目 五 番 二 十 九 号
株 式 会 社 松 原 印 刷 社
電 話 (0 2 8 7 6 6) 8 6 3
F A X (0 2 8 7 6 6) 8 6 3
E - m a i l : m a t s u b a r a @ m a t s u b a r a i n s a t s u . c o . j p
秋 田 市 山 王 七 丁 目 五 番 二 十 九 号 松 原 繁 雄

